

指定教習所職員講習の委託法人等に係る愛知県公安委員会認定基準

道路交通法施行規則（昭和35年内閣府令第60号）第38条の3の規定に基づき道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第9号に規定する講習の委託先として愛知県公安委員会が認める法人の認定基準については、次のとおりです。

1 公安委員会の認定基準

- (1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有する者
- (2) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第117条の2の2第1項第9号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終え、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者

ウ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により委託事務を適正に行うことができない者

- (3) 委託する講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力

ア 法人等の本社又は事業所が愛知県内に存在すること。

イ 道路交通法第99条の2第4項の技能検定員資格者証及び法第99条の3第4項の教習指導員資格者証の交付を受け、かつ、指定自動車教習所において技能検定員又は教習指導員の業務に3年以上従事した者を講習指導員として本業務の履行場所に6名以上配置できること。

ウ 講習室

講義、討議等を行う設備、機材を備え、次の人数を収容できる講習室を愛知県内に保有又は確保できること。

- a 副管理者講習は、1回当たり約100名を収容できる講習室
- b 技能検定員講習は、1回当たり約80名を収容できる講習室
- c 教習指導員講習は、1回当たり約80名を収容できる講習室

エ 実車コース

実車コースは、道路交通法施行規則（昭和35年12月3日付け内閣府令第60号）第32条に規定するコースの種類、形状及び構造の基準を満たした場所を愛知県内に保有又は確保できること。

オ 講習担当者

講習担当者は、委託講習を実施するにあたり運転免許課長と緊密に連携し、適確に委託講習を実施するため、受託者と直接的な雇用関係にあり、(2)の各号に規定する条件に該当しないこと。

カ 愛知県個人情報保護条例第12条第2項及び第3項に規定する個人情報保護のために必要な措置、漏えい防止等の適切な管理ができること。

キ 法人税、消費税及び県税並びに社会保険料（健康保険（政府が保険者であるものに限る。）、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険に係る保険料）を滞納していないなど、経営の健全化が確保されていること。

2 事前提出書類

(1) 定款、寄付行為、登記事項証明書又はこれに準ずる書類のいずれか一つ
ただし、愛知県の入札参加資格を有する場合は不要

(2) 役員名簿

(3) 役員全員に係る次に掲げる書類

ア 戸籍の謄本又は抄本、外国籍の方は、登録原票記載事項証明書（全部記載）

イ 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

ウ 誓約書（指定教習所職員講習の委託法人等に係る愛知県公安委員会認定基準の(2)アからカまでに該当しない旨が記載されたもの）

(4) 愛知県内に本社又は事業所が存在することを証明する書類

(5) 講師名簿（住所、氏名、生年月日のほか、認定基準(3)のイに示す事項を確認できる書類を添付すること。）

(6) 愛知県内に認定基準を満たす会場を保有又は確保できることを証明する書類（借用の場合は、賃貸借契約書の写し）

(7) 愛知県内に認定基準を満たすコースを保有又は確保できることを証明する書類（借用の場合は、賃貸借契約書の写し）

ただし、愛知県公安委員会の指定自動車教習所である場合は不要

(8) 講習担当者が法人等と直接的な雇用関係にあることを証明する書類及び認定基準(2)の各号に該当しない旨の誓約書

(9) 個人情報保護に関する社内規定の写し

(10) 「消費税及び地方消費税」「法人税」の国税納税証明書、「法人県民

税」「法人事業税・地方法人特別税」「自動車税」の県税納税証明書
ただし、愛知県の入札参加資格を有する場合は不要

3 業務説明

当該業務に係る入札説明会において、関係書類の提出時期及び業務内容について説明する。

4 問合せ先

愛知県警察本部 交通部 運転免許課 指定教習所係
電話番号 (052)951-1611 内線 781-252

誓 約 書

役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうち、次のいずれにも該当する者のいないことを誓約します。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
- 3 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
- 4 暴力団員による不法な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 5 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 6 心身の障害により委託業務を適正に行うことができない者

愛知県公安委員会 殿

年 月 日

(主たる事業所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名)